

申し入れに対し不当な警告 正当な組合活動への妨害だ!

9月27日で加藤誠二さんが不当解雇されて1年が経ちます。裁判が進むにつれ、加藤さんの無実が着々と証明されてきています。加藤さんの職場復帰を一日でも早く勝ち取るために、私たちは各機関で会社に対し、加藤さんの解雇撤回の申し入れを行ないました。

しかし会社は、私たちの申し入れに対し、受け入れを拒否したりするなど、まったく不誠実な態度に終始しています。特に悪質なのは、東京第一車両所分会の申し入れに対する新幹線地本への「警告」です。また、大阪第二運輸所分会では、管理者8人が取り囲むという事態です。みなさん、どう思いますか？

会社（幹鉄事）は、「協約違反だ、地本として分会を指導せよ」と、組合活動への介入を行なっています。明らかに正当な組合活動への妨害であり、絶対許すことはできません。

会社は、このような態度を改め、猛省・謝罪し、加藤さんの不当解雇を撤回せよ！

**加藤裁判で次々と無実が証明！
会社の態度はあせりなのか？**